

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

ページ

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 一

○地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則 (同) 一

○職員勤務発明等に関する規則の一部を改正する規則 (管財課) 二

○標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) 二

○附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令 (同) 二

○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令 (同) 二

○保健所等の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令 (同) 二

○勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (同) 三

○文書規程の一部を改正する訓令 (県政情報・文書課) 三

○職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (職員厚生課) 五

規 則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十六号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和五十一年宮城県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表警察本部長の項第一号中「並びに附則第五項及び第六項」及び「同条例附則第五項及び第六項の規定による手数料の免除にあつては、警察署長に委任されたものを除く。」を削り、同表警察署長の項第一号中「及び第三項並びに附則第五項及び第六項」及び「同条例附則第五項及び第六項の規定による手数料の免除にあつては、同条例第二条第一項の表四十の項、五十六の項及び五十七の項に規定する手数料に係るものに限る。」を削る。

第五条第二項中「次に掲げる」を「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（公安委員会の所掌事務に関連する事項を目的とするものに限る。）の引受けの許可及び監督に関する」に改め、同項各号を削る。

第六条第二項中「前条第二項第一号」を「前条第二項」に改め、「並びに同項第二号に規定する立入り、調査及び質問に関する事務」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三条の表警察署長の項第一号の改正規定（及び第三項並びに附則第五項及び第六項）を削る部分中「及び第三項」に係る部分に限る。は、令和四年五月十三日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十七号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則（平成十二年宮城県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

本則の表本局の項中「水道経営改革専門監」を「水道経営管理専門監」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

職員の勤務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十八号

職員の勤務発明等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務発明等に関する規則（昭和四十八年宮城県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「甲」を削る。

様式第二号中「所属氏名 印」を「所 属 氏 名 公 印 名 刺」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「甲」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の職員の勤務発明等に関する規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の職員の勤務発明等に関する規則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第八号

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改める。

第二条の表一の項中「、オリンピック・パラリンピック大会推進局長」を削り、同表二の項中「所長（保健福祉事務所の地域事務所の所長に限る。）及び」を削り、同表三の項中「、施設管理指導専門監」を削り、同項中「動物愛護センター」の下に「、保健福祉事務所の地域事務所」を加え、「副所長（保健福祉事務所の地域事務所の副所長に限る。）」を削り、「部長（保健福祉事務所の地域事

務所）」を「部長（に改め、「検査精度管理専門監」の下に「、地域保健専門監」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第九号

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程（昭和五十九年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県地方港湾審議会の項中「復興・危機管理部副部长」の下に「復興・危機管理部長が指名するものに限る。」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（昭和六十年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「（栗原保健所及び登米保健所を除く。以下この条において同じ。）を「若しくは塩釜保健所岩沼支所」に改め、「当該課又は保健所」の下に「若しくは塩釜保健所岩沼支所」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十一号

保健所等の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保健所等の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

保健所等の職員の任命に関する規程（令和二年宮城県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表北部保健福祉事務所栗原地域事務所の項中「栗原保健所」を「大崎保健所栗原支所」に改め、同表東部保健福祉事務所登米地域事務所の項中「登米保健所」を「石巻保健所登米支所」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十二号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程（昭和五十三年宮城県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表第三第八号の表中「午後零時から午後一時までの間に四十五分間及び午後三時から午後五時までの間に十五分間」を「一時間」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十三号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。
第五条第四号口中「及び」を「」に改め、「計画」の下に「その他これらに準ずるもの」を加える。

第十条第一項第六号中「の印を押し」を「が押印又は署名し」に改める。
第三十三条第一項第一号口中「県の機関以外」を「イ及びロに規定する以外の者宛て」に改め、同

号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。
ロ 国又は他の地方公共団体の機関に発するもの（法令等で定めがあるもの、特に公印を押すべき事情があると認められるものその他特に重要なものを除く。）

別表第一第二号(2)中「オリパラ第 号 オリンピック・パラリンピック大会推進課」を「デジタル第 号 デジタルみやぎ推進課」を

「デジタル第 号 デジタルみやぎ推進課」に、

「新コロ第 号 新型コロナ調整室」を

「新コロ第 号 ワク推第 号 新型コロナワクチン接種推進室」に、

「新産第 号 新産業振興課」を

「新産第 号 産デジ第 号 新産業振興課」に、

「農整第 号 農村整備課」を

「農整第 号 農防第 号 農村整備課」に、

「豊海第 号 水整第 号 全国豊かな海づくり推進室」を

「水整第 号 水整第 号 水産業基盤整備課」に、

「粟保第 号 登保第 号 宮城県栗原保健所」を

「大崎保第 号 石保第 号 宮城県大崎保健所栗原支所」に改める。

「石保第 号 宮城県石巻保健所」を

「石保第 号 宮城県石巻保健所登米支所」に改める。

様式第一号（その二）を次のように改める。

様式第1号（その1）（第6条関係）（用紙日本産業規格A列5番）

特殊文書配布票（甲）

課 名	課	收受月日	月 日	取扱者		受領者	
-----	---	------	-----	-----	--	-----	--

種 別	取 扱 局 番 号 (書留・電報の場合)	発 信 者	金 品 添 額 (の 場 付 合)	備 考
親展 書留（現金・簡易） 小包（書留・簡易書留） 配達証明 電報 通貨等 レターパック				
親展 書留（現金・簡易） 小包（書留・簡易書留） 配達証明 電報 通貨等 レターパック				
親展 書留（現金・簡易） 小包（書留・簡易書留） 配達証明 電報 通貨等 レターパック				
親展 書留（現金・簡易） 小包（書留・簡易書留） 配達証明 電報 通貨等 レターパック				

様式第一号（その二）を次のように改める。

様式第1号(その2)(第6条関係)(用紙日本産業規格A列5番)

特殊文書配布票(乙)

課 名	課	収 受 月 日	月 日
-----	---	---------	-----

種 別	取 扱 局 番 号 (書留・電報の場合)	発 信 者	金 品 添 額 (金の品場付合)	受 領 者
親展 書留(現金・簡易) 小包(書留・簡易書留) 配達証明 電報 通貨等 レターパック				
親展 書留(現金・簡易) 小包(書留・簡易書留) 配達証明 電報 通貨等 レターパック				
親展 書留(現金・簡易) 小包(書留・簡易書留) 配達証明 電報 通貨等 レターパック				
親展 書留(現金・簡易) 小包(書留・簡易書留) 配達証明 電報 通貨等 レターパック				

(注)印刷は、ノーカーボンによる甲乙二枚複写印刷とすること。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員・
宮城海区漁業調整委員会

○宮城県訓令甲第十四号

○宮城県企業局管理規程第三号

○宮城県議会訓令甲第一号

○宮城県人事委員会訓令第一号

○宮城県監査委員訓令第一号

○宮城海区漁業調整委員会訓令第一号

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮 城 県 知 事	村 井 嘉 浩
宮城県公営企業管理者	櫻 井 雅 之
宮 城 県 議 会 議 長	菊 地 恵 一
宮城県人事委員会委員長	千 葉 裕 一
宮 城 県 代 表 監 査 委 員	吉 田 哲 夫
宮城海区漁業調整委員会会長	關 哲 夫

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程(平成二十三年宮城県訓令甲第十号、平成二十三年宮城県企業局管理規程第六号、平成二十三年宮城県議会訓令甲第六号、平成二十三年宮城県人事委員会訓令第三号、平成二十三年宮城県監査委員訓令第五号、平成二十三年宮城海区漁業調整委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「臨時職員等」を「非常勤職員等」に改め、「同」を削り、「必ず地方職員安全衛生管理責任者を經由する」と「その写しを地方職員安全衛生管理責任者に提出する」に改める。

様式第三号中「同」を削り、「必ず地方職員安全衛生管理責任者を經由する」と「その写しを地方職員安全衛生管理責任者に提出する」に改める。

様式第四号中「臨時職員等」を「非常勤職員等」に改め、「同」を削る。

様式第五号及び様式第六号中「同」を削り、「必ず地方職員安全衛生管理責任者を經由する」と「そ

の写しを地方職員安全衛生管理責任者に提出する」に改める。
様式第七号中「回」を削る。
様式第八号を次のように改める。

様式第8号 (第49条関係)

健康診断免除申請書 (表面)

年 月 日

宮城県職員安全衛生管理者 殿
(総務部長)

申請者	所 属	
	氏 名	
	職員番号	
	生年月日	年 月 日生

健康診断の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 免除事由 (該当項目に✓印を記入)	免除事由に係る疾病名・現在の状況・休業期間等											
<input type="checkbox"/> 疾病を治療中												
<input type="checkbox"/> 疾病について医師の管理を受けている												
<input type="checkbox"/> その他												
2 免除を受けようとする健康診断項目												
<input type="checkbox"/> 定期健康診断の全項目 <input type="checkbox"/> 定期健康診断の一部項目 (該当する項目に✓印を入れてください。)												
検査項目 (法定)	<input type="checkbox"/> 問診	<input type="checkbox"/> 診察	<input type="checkbox"/> 身長	<input type="checkbox"/> 体重	<input type="checkbox"/> 腹囲	<input type="checkbox"/> 視力	<input type="checkbox"/> 聴力	<input type="checkbox"/> 血糖	<input type="checkbox"/> 血液学的検査 (赤血球数, 血色素量)	<input type="checkbox"/> 尿検査 (尿糖, 尿蛋白)	<input type="checkbox"/> 胸部X線	<input type="checkbox"/> 喀痰検査
	<input type="checkbox"/> 血液生化学的検査 (LDLコレステロール, HDLコレステロール, 中性脂肪, AST(GOT), ALT(GPT), γ -GT(γ -GTP))											
検査項目	<input type="checkbox"/> クレアチニン	<input type="checkbox"/> 尿酸	<input type="checkbox"/> HbA1c	<input type="checkbox"/> 眼底	<input type="checkbox"/> 尿潜血	<input type="checkbox"/> 血液学的検査 (血球容積, 白血球数, 血小板数)						
3 結果報告の方法			<input type="checkbox"/> 裏面記載			<input type="checkbox"/> 書面添付			<input type="checkbox"/> 後日報告 (※後日報告は、やむを得ない場合に限り、当該年4月～8月の受診結果を添付すること。)			

【注意事項】

- 1 検査項目に該当する疾患により治療又は医師の管理を受けている場合には、申請書により、健康診断の全部又は一部を免除することができます。(職員安全衛生管理規程第49条)
- 2 定期健康診断のうち法定検査項目は、原則として該当する全ての職員が受診しなければなりません。
(労働安全衛生法第66条第5項、職員安全衛生管理規程第47条)
- 3 健康診断免除申請書は、対象となる健康診断等が始まる前に提出することを原則とします。
- 4 太線枠内を職員本人が記載してください。主治医等に記載していただく必要はありません。
- 5 産休や育休、病休等により健康診断等を受診できない場合には、免除事由区分「その他」欄に✓印を入れ、産休等の期間を記載してください。
- 6 やむを得ず結果報告の方法を後日報告とした場合は、医療機関を受診後、法定検査項目に係る検査結果(4月～8月に受診したもの)を速やかに提出してください。
- 7 法定検査項目に係る検査結果表がある場合には、その写しを添付しても構いません。ただし、当該年の検査結果に限ります。

(裏面に続く)

健康診断免除申請書 (裏面)

1 定期健康診断 (※法定検査項目)

区 分	検 査 項 目	検査日	年 月 日			備 考
①問診 (既往症、 自覚症状)	現在たばこを習慣的に吸っていますか 【「習慣的に吸っている者」とは、「合計100本以上、又は6カ月以上吸っている者」であり、最近1カ月間も吸っている者】	はい	いいえ			
	お酒 (清酒, 焼酎, ビール, 洋酒など) を飲む頻度は	毎日	時々	殆ど飲まない (飲めない)		
	これまで (現在も含む) に右に記載した病気にかかったことがありますか	1 肝臓病	なし	あり	治療中	※何れかを○で囲む
		2 痛風 (高尿酸血症)	なし	あり	治療中	
		3 呼吸器病	なし	あり	治療中	
		4 眼底出血	なし	あり	治療中	
		5 消化器病	なし	あり	治療中	
	最近 (1年以内) 右に記載のように感じることはありませんか	1 動悸, 息切れ	なし	あり		(対象: 全職員)
		2 顔, 足のむくみ	なし	あり		
		3 言葉のもつれ	なし	あり		
		4 脈のみだれ	なし	あり		
		5 意識を失う	なし	あり		
		6 のどがよく渇く	なし	あり		
		7 胸の痛み, しめつけられる感じ	なし	あり		
8 めまい, 立ちくらみ		なし	あり			
9 手足の麻痺		なし	あり			
②診察	他覚症状				※医師による診察結果を記載 (対象: 全職員)	
身 体 測 計	③身長	cm			※計測した数値を記載 (対象: 全職員)	
	④体重	kg				
	⑤腹囲	cm				
生 理 学 的 検 査	⑥視力検査	裸眼・矯正 (右:) (左:)			※裸眼又は矯正の何れかを○で囲み, 検査数値を記載 (対象: 全職員)	
	⑦聴力検査	(1000Hz)	右: 所見なし・所見あり	左: 所見なし・所見あり	※所見なし又は所見ありの何れかを○で囲む (対象: 全職員)	
		(4000Hz)	右: 所見なし・所見あり	左: 所見なし・所見あり		
生 理 学 的 検 査	⑧血圧測定	収縮期 (mmHg) 拡張期 (mmHg)			※計測した数値を記載 (対象: 全職員)	
	⑨心電図検査 (安静時)	正常・所見あり ()			※所見ありの場合には, 所見内容を () 内に記載 (対象: 全職員)	
⑩胸 部 検 査	胸部X線	正常・所見あり ()			※所見ありの場合には, 所見内容を () 内に記載 (対象: 全職員)	
	喀痰検査				※医師が必要でないとする場合には省略可	
⑪血 液 生 化 学 的 検 査	LDL コレステロール		mg/dL			
	HDL コレステロール		mg/dL			
	中性脂肪		mg/dL			
	AST (GOT)		IU/L		※計測した数値を記載	
	ALT (GPT)		IU/L		(対象: 全職員)	
	γ-GT (γ-GTP)		IU/L			
⑫血糖 (空腹時又は随時)	血糖 (mg/dL)				※空腹時又は随時の何れかを○で囲む ※随時血糖は食後3.5時間以上経過したもの (対象: 全職員)	
⑬血 液 学 的 検 査	赤血球数		×10 ⁴ /μℓ		※計測した数値を記載	
	血色素量		g/dL		(対象: 全職員)	
⑭尿 検 査	糖	(-) (±) (+) (++) (+++)	判定不能		※何れかを○で囲む	
	蛋白	(-) (±) (+) (++) (+++)	判定不能		(対象: 全職員)	

2 備考欄

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。